

処理方法追加の例

様式第十号（第十条の九関係）

（第1面）

申請日は空欄で持参してください。

変更

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

盛岡市長 ○○ ○○ 様

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸12番2号

氏名 株式会社モリオカ

代表取締役 盛岡 一郎

（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状（申請者の押印必要）を添付してください。

法人の場合は、法人登記事項証明書どおりに記入してください。
個人の場合は住民票どおりに記入してください。
※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。
例：盛岡 一郎（屋号：盛岡一郎商店）

印

直近の許可年月日を記載してください。

る法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受け添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	平成24年 4月 1日 第11020123456号
収集運搬業・処分業の区分	処分業
許可に係る事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む)	中間処理（破碎処理） 廃プラスチック類、がれき類
変更の内容	紙くず、木くずに係る中間処理（焼却処理）の追加。
変更理由	業務拡大を図るため。
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	<p>【焼却処理】 設置場所：岩手県盛岡市若園町2番18号 設置年月日：平成24年10月25日 処理能力：紙くず・木くず160t/日（20t/時） 許可年月日：平成24年9月10日 許可番号：第1003546-3号</p> <p>【保管場所】 別紙のとおり</p>
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※事務処理欄	(メーカー名、型式名 処理方式)を記載してください。

現在取得している許可品目を記載してください。

新たに追加する品目のみ記載してください。

・記載欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。
・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
・許可年月日・許可番号は施設の設置許可年月日・設置許可番号を記載してください。
・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

(注) 記載例は各様式の記載方法について示したもので、様式間での整合がとれていない場合があります。

処理方法追加の例

別紙

<変更前>

◆事業の用に供するすべての施設

施設の名称	破砕処理施設	
設置場所	岩手県盛岡市若園町2番18号	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	廃プラスチック類	160 t/日 (20 t/時)
	がれき類	160 t/日 (20 t/時)
設置許可年月日	平成16年9月10日	
設置許可番号	第1003546-1号	
メーカー名	沿岸製作所	
型式名	IWT-001 インパクトクラッシャー	
処理方式	衝撃破砕方式	

・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
 ・許可年月日・許可番号は**施設の設置許可年月日・設置許可番号**を記載してください。

・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

一日及び1時間当たりの処理能力を (t/日、t/時・h) 書きで記載してください。

<変更後>

◆事業の用に供するすべての施設

施設の名称	破砕処理施設	焼却処理施設
設置場所	岩手県盛岡市若園町2番18号	岩手県盛岡市若園町2番18号
設置年月日	平成16年10月25日	平成24年10月25日
処理能力	廃プラスチック類	紙くず・木くず
	がれき類	160 t/日 (20 t/時)
設置許可年月日	平成16年9月10日	平成24年9月10日
設置許可番号	第1003546-1号	第1003546-3号
メーカー名	沿岸製作所	沿岸製作所
型式名	IWT-001 インパクトクラッシャー	IWT-005 大魔神
処理方式	衝撃破砕方式	流動床式焼却炉

・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

<変更前>

◆破碎処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県盛岡市若園町2番18号

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

<変更後>

◆破碎処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県盛岡市若園町2番18号

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

◆焼却処理施設に係る保管施設の概要

所在地 岩手県盛岡市若園町2番18号

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	紙くず	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管
	木くず	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	燃え殻	—	4.0	5.0	5.0	屋内保管

品目追加の例

申請日は空欄で持参してください。

変更

様式第十号 (第十条の九関係)

(第1面)

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書

盛岡市長 ○○ ○○ 様

年 月 日

行政書士等が作成する際、記名・職印が必要。また、委任状(申請者の押印必要)を添付してください。

申請者

〒123-4567

住所 岩手県盛岡市内丸12番2号

氏名 株式会社モリオカ

代表取締役 盛岡 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

電話番号 12-3456-7890

FAX番号 12-3456-0987

上記代理人 岩手行政書士事務所

行政書士 岩手 太郎

住所 岩手県盛岡市内丸11番1

電話番号 11-2222-3333

FAX番号 11-2222-3334

印

法人の場合は、法人登記事項証明書とおりに記入してください。

個人の場合は住民票どおりに記入してください。

※個人の場合で屋号の使用を希望する方は括弧書きで記載してください。

例：盛岡 一郎 (屋号：盛岡一郎商店)

直近の許可年月日を記載してください。

法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けさせていただきます。

許可の年月日及び許可番号

平成24年 4月 1日 第11020123456号

収集運搬業・処分業の区分

処分業

許可に係る事業の範囲(処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物)

中間処理(破碎処理) 廃プラスチック類、がれき類

現在取得している許可品目のみ記載してください。

変更の内容

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの品目追加。

変更理由

業務拡大を図るため。

新たに追加する品目のみ記載してください。

変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)

【処理施設の概要】

別紙のとおり

【保管場所】

別紙のとおり

- ・記載欄に書ききれない場合は別紙に記載してください。
- ・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
- ・許可年月日・許可番号は施設の設置許可年月日・設置許可番号を記載してください。
- ・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要

別紙のとおり

(メーカー名、型式名 処理方式)を記載してください。

※事務処理欄

品目追加の例

別紙

◆事業の用に供するすべての施設

一日及び1時間当たりの処理能力を(t/日、t/時・h)書きで記載してください。

・能力・保管設備については施設設置許可申請内容または事前協議の内容と整合を取り記載してください。
 ・許可年月日・許可番号は**施設の設置許可年月日・設置許可番号**を記載してください。
 ・施設の設置年月日については、竣工日を記載してください。

変更前、変更後を併記してください

	変更前	変更後
施設の名称	破砕処理施設	
設置場所	岩手県盛岡市若園町2番18号	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	廃プラスチック類	160 t/日 (20 t/時)
	がれき類	160 t/日 (20 t/時)
		<u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u> 160 t/日 (20 t/時)
設置許可年月日	平成16年9月10日	
設置許可番号	第1003546-1号	
メーカー名	沿岸製作所	
型式名	IWT-001 インパクトクラッシャー	
処理方式	衝撃破砕方式	

設置許可対象外施設については「該当なし」と記入してください。

◆破砕処理施設に係る保管施設の概要
 <変更前>

変更前、変更後を併記してください

所在地 岩手県盛岡市若園町2番18号

	廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

<変更後>

所在地 岩手県盛岡市若園町2番18号

	廃棄物の種類	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
	<u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u>	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
処分後の保管	廃プラスチック類	—	4.0	6.0	1.5	屋内保管
	がれき類	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管
	<u>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず</u>	—	4.0	6.0	5.0	屋内保管

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許 可 番 号
	盛岡市	11000000001
	岩手県	令和2年10月1日(申請中)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	申請者が個人の場合はこの欄に記載してください。	他の種類の許可を含めて許可を有している許可番号及び申請中の許可を記載すること。(盛岡市の許可も記入すること。)なお、この欄にすべて記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し別紙を添付すること。
(法人である場合)	ふりがなを忘れずに。	住民票どおりに記入してください。「地割」、「番地」、「号」等の省略はしないこと。
(ふりがな)名称 株式会社モリオカ	岩手県盛岡市内丸12番2号	法人登記事項証明書どおり記載してください。
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
		住 所
(法人である場合)		
(ふりがな)名称		住 所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな)氏名	生年月日	本 籍 所
	役職名・呼称	住 所
もりおか 盛岡 一郎	S20. 2. 2	岩手県盛岡市内丸12番2号
	代表取締役	岩手県盛岡市内丸12番2号
もりおか 盛岡 次郎	S30. 3. 3	岩手県盛岡市内丸12番2号
	取締役	岩手県盛岡市津志田14地割37番地2号 岩手ハイツ101号
きたかみ 北上 梅子	S50. 5. 5	宮城県仙台市青葉区中央1丁目1番
	監査役	岩手県北上市芳町2番8号
はなまき 花巻 さくら	S40. 4. 4	岩手県花巻市花城町1番地
	執行役(仙台支店長)	宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
きん 金 五郎	S30. 7. 7	韓国
くじ (久慈 五郎)	顧問	岩手県久慈市八日市1番1号
		役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等について記載してください。

法人登記事項証明書にならって記載してください。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資している者がいるとき）

発行済株式の 総数	1000 株		出資の額	10,000千円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
もりおか いちろう 盛岡 一郎	S20. 2. 2	500株	岩手県盛岡市内丸12番2号	
		50%	岩手県盛岡市内丸12番2号	
かぶしがいしゃ 株式会社モリオカ		500株		
		50%	岩手県盛岡市内丸12番2号	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 住民票、法人登記事項証明書に記載されているとおりに、 氏名、本籍及び住所を記入してください。 (内丸12-2のように省略しないこと) </div>				

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
いわて しろう 岩手 四郎	S. 20. 6. 6	岩手県北上市水沢区大手町5番地4
	(岩手支店長)	岩手県北上市水沢区大手町5番地の4
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 法人登記事項証明書に 支配人の登記があった場 合、政令使用人として記載 すること。なお、役員を兼 務している場合は、申請書 第2面の役員に記載する こと。 </div>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 使用人に該当する方は、 ・本店又は支店の代表者 ・事業場、事務所の代表者であって、産業廃棄物処理業に関する契 約権限を有する者。 使用人のうち、講習会の修了者として認められる者は、本店、支店、 事業場又は事務所の代表者であって、盛岡市内における産業廃棄 物収集運搬業に関する契約権限を有する者。 </div>		

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第七号の1（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

排出事業者より処分のうけた産業廃棄物の中間処理（破碎・焼却）を行う。

処理の実施に当たっては関係法令を遵守し、適正な処理を行う。

※具体的な処理方法を記載すること。

2. 取り扱う産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量 (t/月又はm ³ /月)	備考	
				性状	予定排出事業場の名称及び所在地
1	廃プラスチック類	破碎	20 t/月	固体	(株)岩手プラスチック 岩手県盛岡市▲▲町 2-1
2	がれき類	破碎	90 t/月	固体	(株)イワテ建設 岩手県奥州市水沢区○○町 1-1 (盛岡市内各工事現場)
3	<u>木くず</u>	<u>破碎・焼却</u>	10 t/月	固体	同上
4	<u>紙くず</u>	<u>破碎・焼却</u>	10 t/月	固体	同上
5					
6					

建設現場等から発生する場合は、(盛岡市内各工事現場)と記載すること。

備考 取り扱う産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

3. 施設の概要		従来の施設についても省略せずに記載すること。
処理施設の種類	破砕施設	
設置場所	岩手県盛岡市若園町2番18号	
設置年月日	平成16年10月25日	
処理能力	160t/日（20t/h）	
廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、がれき類	
処理施設の処理方式及び設備の概要	破砕施設 沿岸製作所製 型式：IWT-001（インパクトクラッシャー） 衝撃破砕方式（インペラブレーカ）	
	処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。	
環境保全設備の概要	敷地境界における騒音の大きさを85dB以下とする。 敷地境界における振動の大きさを75dB以下とする。 保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉塵飛散を防ぐため散水装置を設置する。	
	廃棄物が周囲に飛散、流出したり、悪臭、騒音を生じたりしないための施設について記載する。	

様式第七号の2（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

3. 施設の概要	
処理施設の種類	焼却施設
設置場所	岩手県盛岡市若園町2番18号
設置年月日	平成24年10月25日
処理能力	160t/日（20t/h）
廃棄物の種類	紙くず、木くず
処理施設の処理方式及び設備の概要	<p>焼却施設</p> <p>沿岸製作所</p> <p>形式：ITW-005（大魔神）</p> <p>処理方式 流動床式焼却炉</p> <div data-bbox="823 927 1267 1025" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>処理施設のメーカー名、施設形式、処理方式を記載すること。</p> </div>
環境保全設備の概要	<p>定期的に排気ガスやダイオキシン類の検査を行うとともに、保守点検に十分配慮する。また、火災が発生しないよう、十分注意する。</p> <p>焼却後の燃え殻が飛散しないよう、容器内に入れて保管する。</p> <p>保管施設は、飛散防止のための囲いを設けるとともに、粉じんの飛散が予想される場合は、散水を行い、飛散の防止に努める。</p>

様式第七号の3（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第

該当がない場合でも、この様式の提出を省略せずに、余白に「該当なし」と記載のうえ、提出してください。

4. 最終処分場	該当なし
最終処分場の種類及び名称	
設置場所	
設置年月日	
最終処分場の規模等	
埋立対象廃棄物の種類	
構造及び設備の概要	
放流水の水質等	
その他環境保全対策	

様式第七号の4（第十条の四第二項第一号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

4. 処分業務の具体的な内容（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

※中間処理の種類ごとに作業の手順のフロー図を記載してください。（別紙に記載してもかまいません。）

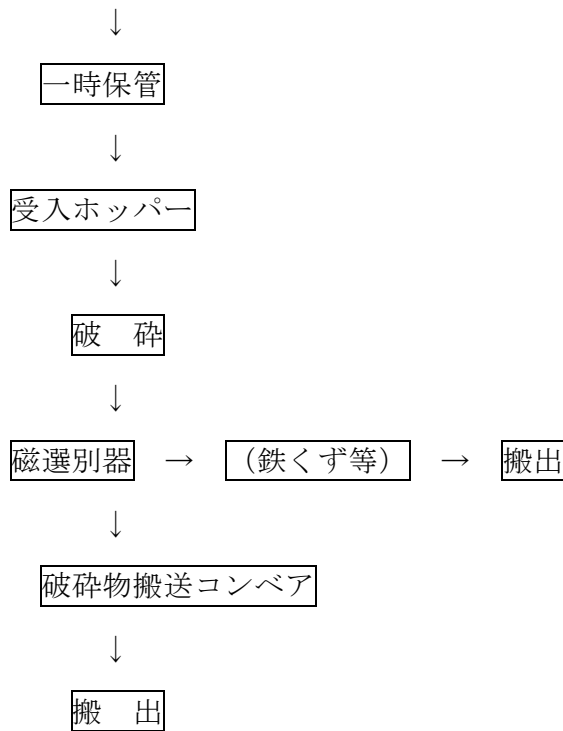
業務時間 午前9時～午後5時

休憩時間 正午～午後1時

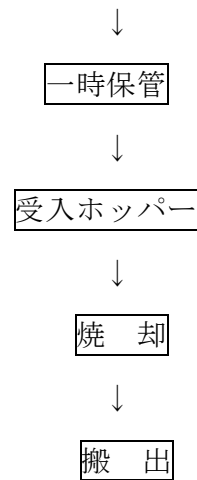
休日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、盆期間

処理工程

（破砕施設） 排出事業者より受入



焼却施設） 排出事業者より受入



処分業に携わる者のみでなく、全従業員の人数を記載すること。

従業員数内訳

日付を忘れずに記載のこと。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載のこと。

令和 ○年 ○月 ○日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合 計
4人	1人	1人	2人	6人	8 (内2名 運転手兼 任) 人	1人	21人

役員と同等以上の支配力を有する相談役、顧問等について記載してください。

合計はのべ人数ではなく、実数で記載してください。

6. 環境保全措置

(1) 中間処理施設において講ずる措置

騒音、振動の少ない機械を設置し、騒音、振動防止に努めること。

粉じんの飛散が予想される場合は、散水を行い、飛散の防止に努めること。

(2) 保管施設において講ずる措置

保管期間を超えて長期期間保管せず、速やかに処分すること。

保管する産業廃棄物が飛散しないよう、シートをかぶせること。

また、流出、地下浸透したりしないよう、床面はコンクリート張りとする。

(3) 最終処分場において講ずる措置

該当なし。

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	廃プラスチック類 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。</div>
発生量 (t/月又は m ³ /月)	20 t/日
処 理 方 法	自己処理 (処分場所) <hr/> 委託処理 (処分業者名) (一財) 県北 (所在地) 岩手県久慈市八日町 1 番 1 号 <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">該当するものを囲む。</div>
	埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却
	中間処理、売却の場合は具体的な方法 破砕済みの廃プラスチック類は、(一財) 県北へ搬入し、熔融処理後、再利用する。 <div style="border: 1px solid blue; padding: 10px; margin-top: 10px;"> 処理後の産業廃棄物の処分を他業者に委託する場合は、その業者名、処理方法を記載してください。 </div>
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	がれき類
発生量 (t/月又は m ³ /月)	20 t/日
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) 宮古産業(株)
	(所在地) 岩手県宮古市五月町1番20号
	<p style="text-align: center;">埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却</p> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>破碎済みのがれき類は、宮古産業(株)へ売却単価〇〇円/tで売却し、路盤材として再利用する。</p> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>売却する場合は、買主、売却単価、利用方法、必要に応じて「売却できなかった場合の処分先、処分方法」について、記載してください。</p> </div>
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

様式第十一号（第十条の四第二項第四号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	
処分後の産業廃棄物の種類	燃え殻、ばいじん <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;">この様式は産業廃棄物の種類ごとに作成してください。</div>
発生量 (t/月又は m ³ /月)	20 t/日
処 理 方 法	自己処理 (処分場所)
	委託処理 (処分業者名) (一財) 県北
	(所在地) 岩手県久慈市■■町1番1号
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 埋立処分 海洋投入処分 中間処理 売却 </div> <p>中間処理、売却の場合は具体的な方法</p> <p>紙くず、木くずを焼却した後の燃え殻、ばいじんは (一財) 県北へ搬入し、埋立処理する。</p> <div style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p>処理後の産業廃棄物の処分を他業者に委託する場合は、その業者名、処理方法を記載してください。</p> </div>	
備考 処分後の産業廃棄物の種類ごとに記載すること。	

様式第十二号は法人申請の方のみ提出
してください。

様式第十二号（第十条の四第二項第七号、同条第三項、第十条の十六第二項関係）

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類		
※…この様式にはこれから処分業を行っていくうえで必要とされるものについて記載すること。すでに所有しているものについては記載せず、「新たに資金を必要としない」旨、記載すること。		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する資金の総額	50,000	
土地	30,000	
事務所	10,000	
処理施設	10,000	
調 達 方 法	自己資金	20,000
	借入金	30,000
	(借入先名)	岩手県庁銀行 20,000
		盛岡市銀行 10,000
	その他	
	増資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

総額と内訳の合計が一致するように留意してください。
 $30,000 + 10,000 + 10,000 = 50,000$

・「調達方法の合計」 = 「事業の開始に要する資金の総額」になるように留意してください。
・借入金がある場合は、融資決定書等の写しを添付すること

(日本産業規格 A列4番)

様式第十三号は個人申請の方のみ提出してください。

確定申告の日付ではなく、申請日現在の状況を記載する（預貯金残高証明書の日付等）
 青色申告者で貸借対照表を添付する場合には直前期の申告年月日を記載する。

様式第十三号（第十条の四第二項第八号、同条第三十六、第三十七条第二項第六号）

資産に関する調書（個人用） ○年○月○日現在			
資産の種別	内容	数量	価格、金額（千円）
現金預金	岩手県庁銀行（普通預金）		5,000
有価証券	現金預金額を省略しないで記載してください。		
未収入金			
売掛金	土地及び建物の金額は固定資産評価証明書に倣って記載してください。		
受取手形			
土地	自宅	1か所	10,000
建物	自宅	1か所	10,000
備品			
車両	ダンプ	2台	4,000
その他			
			29,000
負債の種別		数量	価格、金額（千円）
長期借入金	※青色申告者で貸借対照表を作成している場合には、当該表のとおり記載してください。 なお、事業主貸、事業主借、元入金及び青色申告特別控除前の所得金額は計上しないでください。 また、土地、建物を貸借対照表に計上していない場合も固定資産評価証明書に基づき計上することが出来ます。		
短期借入金			
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形	負債欄についても、その有無を記載のこと。負債が資産を上回った場合は、中小企業診断士の診断書を添付してください。		
その他			
負債計			0

誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

○年 ○月 ○日

盛岡市長 ○○ ○○ 様

申請者

住所 岩手県盛岡市内丸12番2号

氏名 株式会社モリオカ

代表取締役 盛岡 一郎

(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

- ・各役員等に確認したうえで、誓約してください。
- ・該当した場合は、不許可となります。
- ・押印は不要です。

盛岡市収入証紙貼付欄

産業廃棄物処分業（変更） 92,000円

※はがれないように、枠の中にしっかりと糊付けしてください。

※既納の手数料は還付できませんのでご注意願います。